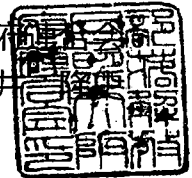


2020年7月6日

大阪府 知事
吉村 洋文 様

大阪府 教育長
酒井 隆行 様

部落解放同盟大阪府
執行委員長 赤井



部落差別の解消と部落問題の根本的解決にむけて 人権行政のさらなる推進にむけた要望書

部落差別の解消・部落問題の根本的解決、人権が確立された社会の実現に向けて諸施策を推進するなど、ご尽力をいただいておりますことに深く敬意を表します。

昨秋「大阪府差別解消に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」が設置され、全三回の協議を経て「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案」がとりまとめられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大により、吉村・大阪府知事自らが上京しての要望行動は日延べとなってしまいました。が、コロナの感染拡大が広がるにつれて、中でもインターネット上で誤った情報やデマ、曲解などが流布・拡散されたことと相まって、コロナに感染した者や家族のみならず、その治療に尽力する医療従事者とその家族もバッシング等を受けるといった被害が発生。コロナを起因とした差別は、なおも医療機関等に関わるエッセンシャルワーカー、クラスターが発生した場所や施設、その施設等を利用する者まで誹謗中傷やバッシングを受けたりするなどの被害が拡大しました。

コロナ禍に伴う生活等の自粛、社会・経済の先行き不安、感染拡大の恐怖等が、現代の社会の中に根深く存在している偏見と差別意識を顕在化させたものと考えられますが、今、起こっている差別の現実を直視・把握し、考察と分析を深めることが求められます。

また、昨秋「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改正とあわせて、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が成立・施行されました（以下「大阪府人権3条例」という。）。貴職には「大阪府人権3条例」以外にも人権に関する条例がいくつかありますが、これら条例が「絵に描いた餅」になっていないか一各々の条例の趣旨・目的に則ってこれまで実施されてきた人権施策等をしっかりと検証する時期にきているものと考えます。

おりしも、今年は「人権問題に関する府民意識調査（以下「府民意識調査」という。）」を実施する年であります。「差別の現実を直視する」機会の一つとして大阪府民の人権意識の今日的状況の把握とあわせて、これまでの人権教育・人権啓発を柱とした人権施策を問い直し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の根絶にむけた施策を推進するための基礎資料となるよう大いに期待するものであります。

このほど法務省が公表した部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査の結果等もふまえて、大阪府が広域行政府としてリーダーシップを発揮し、部落差別をなくすための施策等をさらに推し進めていただきますよう、下記のとおり、要望いたします。誠意ある回答をお願いいたします。

記

【1】「有識者会議」での論議をふまえ「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案」を国等に対して要望することとしている。今、SNSなどネット上での誹謗中傷等の行為を規制しようとする動きがある中、インターネット上の部落差別解消を視野に入れた法制度の強化・改正を求めていくべきと考えるが、見解を示されたい。その立法事実となる差別事象事例の収集を、大阪府がリーダーシップを発揮して取り組まれない。

【2】「鳥取ループ・示現舎（以下「鳥取ループ」という。）」による「部落探訪」問題に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

1> 昨年の基本交渉から1年余。「部落探訪」問題では、大阪府内〇〇カ所の被差別部落（被差別部落とみなされた地域も含む。大阪府連調べ）を現地取材したものを、ネット上で流布、拡散された。大阪府個人情報保護条例上では、被差別部落の所在地情報は「要保護個人情報（社会的差別の原因となる恐れのある情報）」として収集してはならない個人情報とされている。鳥取ループが他県に所在する事業所とはいえ、府内の当該地域（被差別部落等）の所在地情報を収集する行為、その情報を流

布している行為が許されてよいのか、大阪府としての見解を明らかにされたい。

2> 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（以下「規制条例」という。）」では、自己の営業のために土地に関する事項を調査する事業者を対象に、部落差別事象を引き起こす恐れのある個人及び土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制している。鳥取ループが、被差別部落を現地取材し、自身のHP上のみならず、その動画をユーチューブなどの動画サイトで公開、流布している行為に関して、私たちは、被差別部落とみなされる地域に赴き、明らかに予断と偏見で取材した動画を公開、社会的差別につながる恐れのある情報を流布し、部落差別を温存・助長する行為であると捉えている。ネット上で広告収入等を得ているのであれば、「規制条例」でいう「自己の営業」にあたるものと考えるが、見解を示されたい。

3> 大阪府内各地の「被差別部落の所在地情報」を流布・拡散している行為は、部落差別を温存・助長する行為であり断じて許されるものではないと私たちは捉えている。こうした他県にもまたがる人権侵害事象に関して、調査と真相糾明を行い、差別性や問題点を明らかにすること。現行の施策等に対する提言・是正勧告を行うことが、国に求めるべき「人権委員会（仮称）」の役割の一つと考えるが、見解を明らかにされたい。

【3】今年度実施される「府民意識調査」について、下記の諸点について見解等を明らかにされたい。

1> 部落差別解消推進法を具体化した部落差別解消の取り組み推進にむけた基礎資料とするため、2010年に実施された「府民意識調査」結果との経年比較分析ができるように調査項目を追加されたい（別紙に参考資料）。

2> 「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の趣旨、および大阪府で制定等が行われた「大阪府人権3条例」をはじめ「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」「大阪府子どもを虐待から守る条例」など人権に関する条例の認知度を図るための項目を追加されたい。

3> インターネット上の差別事象、新型コロナウイルス感染症に関わる差別・人権侵害もふまえた調査項目を追加されたい。

4> 部落差別解消推進法を具体化した「教育・啓発のあり方」を審議する基礎資料とするためにも、人権問題に関する学習経験に関して、2010年調査結果との経年

比較分析できるよう項目を追加されたい（別紙に参考資料）。

5> 今回の調査の目的、調査の内容、分析方法などについて大阪府人権施策推進審議会で丁寧な審議を諮られたい。

6> 上記の調査項目を加えることをふまえ、調査結果をもとに部落差別解消に向けた施策のあり方に関して審議するため、同和問題解決推進審議会を再開されたい。

【4】「大阪府人権3条例」をふまえた、大阪府人権施策基本方針の改定に関して、今後のスケジュール等を明らかにされたい。今年度実施の「府民意識調査」の分析結果をふまえ、人権施策基本方針の改定をはかられたい。

【5】2018年改定された大阪府の「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の具体化にむけ府内全学校園で部落問題学習を実施・推進されたい。府立学校教員による差別事件もふまえて、教員にむけた定期的な部落問題研修を実施されたい。

【6】近年連続して「よみかきこうりゅうかい差別事件」「府立学校教員による差別事件」等、あいつぐ教育分野における差別事件を今後の教訓とするため、今後の基本姿勢を明確に打ち出した教育長名通知を発出されたい。

【7】来年は「住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画、2016年～2025年）」の中間となる見直しの時期を迎えることから、入居差別の状況、土地取引等における差別、宅地建物取引業者の人権意識などの数値目標や同和地区のまちづくりについて検証するための協議をおこなわれたい。また、この間施行された部落差別解消推進法をはじめ差別解消3法、改正住宅セーフティネット法について、住まうビジョンに反映をされたい。

【8】今国会において、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立した。その中で、国及び都道府県の役割として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において重層的支援体制その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこととなっている。そのことに関連して、下記の諸点につ

いて見解等を明らかにされたい。

1>この間、厚生労働省は、地域福祉の推進はもとより地域住民による支えあいと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備等にあたって▼福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していること。▼隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられるため、地域福祉計画策定にあたっては、こうした視点についても留意すること。▼地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館（アイヌ民族問題）自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることと示して、より積極的な館運営を呼びかけているところである。地域共生社会の実現に部落差別の解消と部落問題の根本的解決を見出していくためにも、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、隣保館や地域人権協議会（地域人権協会）などが実施する相談・支援活動を推進していくこと。②隣保館を拠点に部落差別を乗り越えて、被差別部落地域の住民と周辺地域住民が豊かにつながりあった地域福祉活動等の推進が重要と考えるが、大阪府としての見解を示されたい。

2>改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業を効果的に実施していくために、市町村において支援会議の設置や、実施計画を策定するよう努めることとされている。支援会議については隣保館あるいは各市町村人権協議会の参画の促進、同計画の策定にあたっては、隣保館の役割・機能が明確に位置づけられるよう、当該の府内自治体に対して必要な助言や積極的な働きかけ等を行われたい。

【9】国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に関して、先進国といわれる中でも、ジェンダー・ギャップ指数が最低ラインにある日本がしっかりと取り組むべき課題であると考えます。大阪府として、ジェンダー平等の大切さと必要性が府民に浸透するよう積極的に取り組まれます。

【10】「おおさか男女共同参画プラン」について

1>昨年行われた「男女共同参画社会に関する府民意識調査」結果では、「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を聞いたことがなく、内容を知らないと答えた人が男女ともに7割を超えている。現プランに関する検証・評価をどのように捉えているのか回答されたい。

2> 「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」では、様々な困難を抱える人々への支援が掲げられており、「貧困やひとり親家庭、複合的に困難な状況におかれている人々、性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進」に対しての施策が盛り込まれようとしているが、プラン改定に伴い、改めて、当事者が抱える問題意識などを聴き取り、反映されたい。

3> 男女共同参画に対する正しい理解を教育の場で浸透させるため、新しく改定される「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」の子ども向けパンフレットなどの教材を作成し、男女平等教育や男女共同参画の大切さを子どもの頃から理解することができるよう学校現場等に配布し、教育活動等で積極的に活用されたい。

【11】今年3月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく基本的な方針が閣議決定されたが、大阪府としてどのような取り組みをすすめようとするのか明らかにされたい。SDGsの具体化へ、貧困と格差をなくし、人権と環境を守る持続可能な社会づくりへ、官民の協働・ネットワークによるフードバンク活動の積極的な推進を図られたい。

大阪府との基本交渉にかかる参考資料

【3】 1> 要求項目にかかる追加項目について

①あなたは、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けることがありますか。すべての場合についてお答えください。（「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」「どちらかといえば避けないと思う」「まったく気にしない」「わからない」それぞれ一つに○）

- 1) 同和地区の地域内である
- 2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる
- 3) 近隣に低所得者など、生活に困難な人が多く住んでいる
- 4) 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる
- 5) 近くに精神科病院や障がい者施設がある

②あなたが日本の社会において、同和問題や部落問題などと呼ばれている差別の問題があることを初めて知ったのは、どういうことがきっかけですか。（○は一つ）

1. 父母や家族から聞いた
2. 近所の人から聞いた
3. 学校の友達から聞いた
4. 学校の授業で教わった
5. 職場の人から聞いた
6. 講演会、研修会などで聞いた
7. 府県や市町村の広報誌などで読んだ
8. テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った
9. インターネットのサイトなどで知った
10. 近くに同和地区があった
11. 自分の身近で同和問題に関する差別があった
12. その他（具体的に ）
13. 覚えていない
14. 同和問題については、知らない

③あなたは、同和地区や同和地区の人に対する差別意識が、今でも残っていると思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。（○はいずれか一つ）

1. 差別意識は現在もあまり変わらず残っている
2. 差別意識はさらに強くなっている
3. 差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている
4. 差別意識はもはや残っていない

5. わからない

※ 1～3に○印をつけた方は③－1へ。

③－1 上記で「1～3」のいずれかに回答された方にお聞きします。同和問題に関する差別意識がなくなる理由は、なぜだと思われますか。(○はいくつでも)

1. 結婚問題や住宅の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいから
2. 差別落書きやインターネット上での誹謗・中傷など、差別意識を助長する人がいるから
3. 同和問題に名を借りて不当な利益を得ようとする、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから
4. 運動団体の一部活動家による不祥事などがあったから
5. マス・メディアによって、同和問題にかかわる不祥事などが大きく取り上げられることがあるから
6. 運動団体による活動が、市民の共感を得られず、逆に反感を招いているから
7. 同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから
8. いまでも同和地区の人だけ、行政から優遇されていると思うから
9. 同和問題について積極的になくそうとする方向で活動するのではなく、あえて距離を置こうとする人が増えたから
10. これまでの教育・啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があったから
11. 同和地区の人々の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから
12. 差別をしてはいけないと規制する法律がないから
13. 昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
14. その他(具体的に)
15. わからない

④あなたご自身、現在、同和地区に対してどのようなイメージをお持ちですか。次の(1)～(11)のことごとらについて、すべてお答えください。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」に○は一つ

- (1) 所得に低い人が多く住んでいる
- (2) 親切で、人情味にあふれた人が多く住んでいる。

- (3) 地区外の人に対して、閉鎖的な意識をもった人が多い
- (4) 地域社会（コミュニティ）の中での連帯意識をもった人が多い
- (5) 人権問題について、意識の高い人が多い
- (6) なにか問題が起こると、集団で行動することが多い
- (7) 同和地区では、高齢者や障がい者への生活支援など、同和問題以外の人権問題にも積極的な取り組みが進められている
- (8) 同和問題に名を借りた、いわゆる「えせ同和行為」で不当な利益を得ている人がいる
- (9) 同和地区の人々が地域外の人々との交流に力を入れている
- (10) 今でも行政から特別な扱いを受け、優遇されている
- (11) 地域の学校において、広く人権問題に関する教育に取り組んでいる
- (12) 「同和地区（の人）はこわい」と聞いたことがある（新規追加項目）

⑤あなたと、同和地区やその住民の方とのかかわりについてお答えください（〇はいくつでも）

- 1. 同和地区やその近くに住んでいたことがある
- 2. 同和地区に友人（知人）がいる
- 3. 同和地区内の施設（人権センターや隣保館など）を利用したことがある
- 4. 盆踊りや祭りなど、同和地区の人との交流事業やイベントに参加したことがある
- 5. 地域の身近な課題解決に向けて、同和地区の人と共同して取り組んだことがある
- 6. その他（具体的に _____）
- 7. 同和地区の人とのかかわりは全くない

⑥同和問題を解決するために、次あげる施策や対応は、その程度効果的だと思いますか。（1）～（9）すべてについてお答えください（「非常に効果的」「やや効果的」「あまり効果的でない」「効果的ではない」「わからない」のいずれかに〇）

- (1) 差別を法律で禁止する
- (2) 戸籍制度を大幅に見直す・廃止する
- (3) 同和地区住民の自立を支援する取り組みを一般の対策で進める
- (4) 学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、広く人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う
- (5) 同和問題に悩んでいる人たちが、差別の現実や不当性をもっと強く社

会に訴える

(6) 行政だけでなく、民間の人権団体も課題解決に取り組む

(7) 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」をすすめる

(8) 同和問題や差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい
(自然に差別はなくなる)

(9) 同和地区の人々がかたまって住まないで、分散して住むようにする

【3】 4> 要求項目にかかる追加項目

①あなたは、学校、職場及び地域で、人権問題についての学習を経験したことがありますか。(〇はいくつでも)

- ・小学校で受けた
- ・中学校で受けた。
- ・高校で受けた。
- ・大学で受けた
- ・市民対象の講演などで受けた
- ・職場の研修で受けた
- ・PTAや民間団体が主催する研修で受けた
- ・その他
- ・はつきりと覚えていない
- ・受けたことはない
- ・無回答/不明

①-2 その中で、あなたの人権意識を高めるうえで特に役に立った(一番印象に残っている)ものはどれですか。(〇は一つ)

①-3 それは、どのような分野でしたか。また、どのような形式でしたか。それぞれについてお答えください(それぞれ〇は一つ)

(分野)

- ・女性の人権問題
- ・障がい者の人権問題
- ・高齢者の人権問題
- ・子どもの人権問題
- ・同和問題
- ・外国人の人権問題
- ・職業や雇用をめぐる人権問題
- ・ハンセン病回復者やH I V感染者の人権問題
- ・性的マイノリティの人たちの人権問題(新規追加項目)
- ・インターネット上の人権問題(新規追加項目)
- ・その他
- ・覚えていない、わからない
- ・無回答/不明

(学習形式)

- ・教師や学識者による授業、講義・講演

- ・差別を受けている当事者や、それを支援する団体等の職員による授業、講義・講演
- ・映画・ビデオなど映像媒体を用いたもの
- ・グループ討論や模擬体験等を通じた参加・体験型の学習
- ・大阪人権博物館（リバティおおさか）やピースおおさかなど、人権問題に関するパネル展示、施設等の見学
- ・人権問題に関する歴史をたどるフィールドワーク等の学習
- ・その他
 - ・覚えていない、わからない
- ・無回答・不明